

# 訴 状

2005（平成17）年6月9日

大阪地方裁判所 御 中

原告訴訟代理人

弁 護 士 阪 口 徳 雄

弁 護 士 松 丸 正

弁 護 士 河 野 豊

当事者の表示—別紙当事者目録のとおり

行政文書不開示決定処分取消請求事件

訴 額 金1,600,000円

貼用印紙額 金13,000円

## 請 求 の 趣 旨

- 1 総務大臣麻生太郎が、原告に対して平成17年5月16日付でした行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項に基づく行政文書不開示決定処分を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。  
との判決を求める。

## 請 求 の 原 因

### 1 本件開示請求

原告は、平成17年4月1日、被告に対して政治資金規正法に基づく「その他の政治団体「平成研究会」の平成16年度の政治資金収支報告書」の開示を情報公開法（以下単に「法」という）に基づき開示の請求をした（以下「本件開示請求」という）（甲1号証）。

### 2 本件処分

総務大臣麻生太郎は、同年5月16日、原告に対し、本件開示請求の対象となっている文書には情報公開法5条6号に該当する情報が記載されているので不開示とした（以下「本件処分」という）。

この理由として、

「政治資金規正法第31条の規定に基づき、形式上の不備や記載すべき事項の記載が不十分なものがないかどうかを審査した上、毎年9月中旬にその要旨を官報で公表する。したがって、当該審査の過程においては収支報告書の数値等の記載内容の訂正が行われる場合があり、仮に審査中の収支報告書を公にした場合には、国民に的確な情報が提供されず、公表事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、収支報告書の審査については、限られた期間のうちに、約4000団体の収支報告書について審査を実施しており、仮にこの審査過程において個別の政治団体の収支報告書について開示を行うとした場合には、審査事務の混乱を招き、審査事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、審査中である収支報告書については、情報公開法第5条第6号に該当するため、不開示とする。」

という内容であった（甲2号証）。

### 3 本件処分の違法性について

(1)① 法第5条6号は次のとおり規定している。

「国の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ. 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ. 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ. 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ. 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ. 国若しくは地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

② 本条の趣旨は、国の機関が行う事務又は事業は公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報について、不開示情報として規定されたものである。

(2)① 政治資金収支報告書は開示が前提になっている。

「政治団体の収支報告書に対し、総務大臣が政治資金収支報告書を受理したときは、その要旨を公表しなければならない（政治資金規正法20条1項）。そして、これを公表した日から3年を経過する日まで保有し閲覧に供することになる（同法20の2）」。

以上のとおり、政治団体の収支報告書は公表されることを前提に提出された文書であるから、そもそも不開示文書の対象ではない。

② 政治団体の収支報告書そのものは、政治資金規正法20条1項の要旨を公表するまでの間、総務大臣は形式上の不備等があるときは収支報告書の訂正等を命ずることができる（政治資金規正法31条）ので、そのための「審査」

を法5条6号の「事務または事業」と解しているようである。

収支報告書の公表は、法31条の「審査」が終了して初めて公表される文書ではない。総務大臣が訂正することができるというだけで、総務大臣が審査して訂正をしなければ公表してはならない文書でもない。政治団体の収支報告書は、総務大臣の「審査」を得なくとも総務大臣に提出した段階で文書としては完成している文書であって、法31条の「審査」が終了して初めて完成した文書になるわけでもない。

したがって、法31条の「審査」業務が公表にあたっての「業務又は事業」に該当しないのである。また、してはならないのである。何故なら、法31条に基づく審査業務と公開との間には何の関係もないからである。仮に、政治団体の収支報告書に不備等があったとしても、それはその政治団体の自己責任であるからである。その結果「国民に適格な情報が提供され」なかったとしても、その政治団体の収支報告書が誤りであるだけで、総務大臣の審査事務の適正な遂行に障害となるわけでもない。

その点で、政治団体の収支報告書に対し、法31条の不備等の命令権を根拠として、その間は審査中の文書として不開示することは、法5条6号の解釈を間違えている。また、限られた期間内に約4000団体の収支報告書について審査を実施しており、この間に個別の政治団体の収支報告書を開示した場合には、「審査事務の混乱を招き、審査事務の適正な執行に支障を及ぼす」との理由は、そもそも法31条に基づく訂正とは別個の問題であり、業務の混乱が起こるといふときは何ら情報を非公開とすべき理由にはならない（甲3号証の1、2）。

#### 4 開示請求した理由

政治団体「平成研究会」は、平成13年度に日本歯科医師連盟から1億円の寄付を受領しながらそれを政治資金収支報告書に記載すべきところそれを怠った。従って、同政治団体は、平成16年7月14日に平成13年度の収入額を当初の422,961,404円から522,961,404円へ1億円増加修正を行

った。また、その後の平成14年度、15年度の繰越金残高を1億円増加修正せざるを得ないこととなり、各年度の修正収支報告書を提出した。

原告は、この当時における収支報告書の点検の結果、当時の繰越金が17億円から19億円存在することとなっているが、それだけの資金残高が存在するはずがないとの強い思いに駆られその旨の指摘を行った（甲4号証）。そうした中、マスコミ報道によりそのような繰越金は存在しない旨が伝えられた（甲5号証）。当時の収支報告書の支出として記載することが憚れるものが含まれており、当該支出分を支出として記載しなかったために繰越金が異常に膨らんだ結果であると確信するに至った。

その後、平成16年度の同政治団体の収支報告書が平成17年3月に提出され、その収支報告書では15年度末の繰越金（修正後）1,926,012,535円の多くは存在しないことから、相当減額したとの報道に接した（甲5号証）。ならば、原告は自らその内容を確認するべく、同政治団体の平成16年度政治資金収支報告書の開示請求を法に基づいて行ったものである。

政治資金規正法第1条の目的において、「・・・政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治団体に係る政治資金の収支の公開並びに政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主主義の健全な発達に寄与することを目的とする。」と規定されている。

この規定の趣旨に沿い、速やかな開示は原告から見てしごく当然のことと信じるものである。

## 5 総務省の政治団体の収支報告書に対する公開の怠慢

総務省の政治団体の収支報告書の態度は、政治資金規正法だけの時代には上記の立場は妥当であった。

しかし、情報公開法が制定され施行され、情報公開法施行下の開示になってからは、政治団体の収支報告書を受領した以上、直ちに公開する義務が生じている

のであるから、公開する方向に改革すべきなのにそれを怠っている。それを「合理化」するために法31条なる条文を持ち出して即時開示を拒否しているだけなのである。

そもそも、政治団体の収支報告書が提出される期限が翌年の3月末日である。さらに総務省の立場だと、9月中頃の官報に公表してから情報開示請求をすると、実際に国民に開示されるのは11月になる。情報化時代に、1年近くが経過してから国民に明らかになるようでは、時代遅れも甚だしい。マスコミからも批判されている（甲6号証）。

裁判所において、早急に本件処分を取り消すことを要請する。

以上

#### 証 拠 書 類

- |           |                      |
|-----------|----------------------|
| 1、甲第1号証   | 行政文書開示請求書            |
| 2、甲第2号証   | 行政文書不開示決定通知書         |
| 3、甲第3号証の1 | 法5条6号解説              |
| "    の2   | 法15条関係解説             |
| 4、甲第4号証   | 政治資金オンブズマンHP         |
| 5、甲第5号証   | 新聞記事（インターネットヤフーより検索） |
| 6、甲第6号証   | "    （読売新聞）          |

#### 添 付 書 類

- |           |     |
|-----------|-----|
| 1、甲号証（写し） | 各1通 |
| 2、訴訟委任状   | 1通  |

## 当事者目録

〒530-大阪府大阪市

原告

〒530-0047 大阪市北区西天満3丁目14番16号

西天満パークビル3号館8階

あさひ法律事務所（送達場所）

電話 06-6314-4188

FAX 06-6314-4187

上記原告訴訟代理人

弁護士 阪口 徳雄

〒590-0077 大阪府堺市中瓦町1丁4番27号 小西ビル6階

弁護士 松丸 正

〒543-0071 大阪市天王寺区生玉町2番4号 平田ビル4・5階

弁護士 河野 豊

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

被告 国

法務大臣 南野 知恵子

〒100-8926 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号

行政処分庁 総務 省

総務大臣 麻生 太郎